

## 県庁舎等維持管理業務業者選定に必要な情報の登録要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、県庁舎等維持管理業務の入札参加資格者又は入札参加資格申請中の者の中から一般競争入札における入札参加条件の設定、並びに指名競争入札及び見積合わせに参加させる者の選定に当たり必要な情報を収集する方法について定めるものとする。

### (収集する情報)

第2条 この要領において収集する情報は、以下のとおりとする。

- ・ 評定点数（清掃、警備のみ）
- ・ 格付（清掃のみ）  
評定点数及び格付については本要領第4条に定めるところによる。
- ・ 清掃業の登録  
建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2により、都道府県知事が発行した登録証明書に記されている登録期間の末日を業種毎に収集する。
- ・ 警備業の登録  
警備業法第5条若しくは7条により都道府県公安委員会から発行された認定証に記されている有効期間の末日を収集する。
- ・ 警備業法第40条による大分県公安委員会に対する機械警備業の届出有無
- ・ 大分県内の事業所に在籍している以下の資格取得者数  
電気主任技術者  
電気工事士  
電気工事施工管理技士  
ボイラー整備士  
ボイラー技士  
危険物取扱者乙種4類、及び甲種  
冷凍機械責任者  
管工事施工管理技士  
消防設備点検資格者  
消防設備士  
昇降機等検査員  
自動ドア施工技能士
- ・ 一般事業主行動計画の認定有無
- ・ 育児休業制度、介護休業制度の就業規則における導入有無

- ・障がい者の就労への支援の状況（県内事業所における法定雇用率の達成又は雇用の有無）  
障害者の雇用の促進に関する法律第43条に規定する障がい者の雇用に関する状況の報告義務がない事業主については、県内事業所に占める障害者の割合が法定雇用率以上の場合に雇用有とする。

#### （情報収集方法）

第3条 入札参加資格申請中の者から、大分県電子申請システムに任意で登録させる方法により情報を収集するものとする。令和5年1月1日以降に入札参加資格を取得しているものの、情報を登録していない者についても同様とする。

登録する情報を確認できる根拠資料についても大分県電子申請システムで提出するものとする。ただしファイルサイズの制約により大分県電子申請システムでの提出が出来ない場合は郵送若しくは持参により提出するものとする。

大分県電子申請システムを用いることができない者については別表1「県庁舎等維持管理業務調書」に記入し、記入内容を証する書類を添付したうえで郵送、若しくは持参するものとする。

#### （評定及び格付）

第4条 入札参加資格のうち清掃及び警備業務については、別表2「資格審査事項評定点数値表」を基に評定を行う。

県庁舎等の清掃業務に係るものについては、次の表の左欄に掲げる評定点数値の総計に応じ同表中欄の等級に区別する。それぞれ同表右欄に定める設計金額（複数年の契約の場合は、その設計金額の総額を総契約月数で除して得た額に1.2を乗じた額）の範囲の競争入札について参加を認めるものとする。

評定点数の合計	等級	設計金額
80点以上	A級	制限なし
40点以上79点未満	B級	1000万円未満
39点未満	格付け無し	1000万円未満 ただし1000万円未満であっても入札参加を認めない場合がある。その際は入札公告で明示する。

清掃又は警備にかかる情報を登録しようとする者は、別表3「清掃及び警備業務調書」も併せて大分県電子申請システムで提出するものとする。

#### （評定及び格付の審査結果通知）

第5条 入札参加資格のうち清掃又は警備業務については、登録者に対して評定点数及び格付（清掃のみ）の審査結果を様式1「評定点数及び清掃格付審査結果通知書」にて通知

するものとする。

様式1「評定点数及び清掃格付審査結果通知書」の送付方法は原則として大分県電子申請システムを用いる。

登録者が大分県電子申請システムを用いることが出来ない場合は、登録者の電子メールアドレス宛に送付する。

登録者が電子メールを用いることも出来ない場合は、登録者あて郵送する。この場合返信用封筒と切手は登録者の負担で用意するものとする。

#### **(収集した情報、評定及び格付の有効期限)**

第6条 収集した情報、評定及び格付の有効期限の有効期間は、入札参加資格を取得した日から同日以後における最初の定期更新年の9月30日までとする。

#### **(建築物における衛生的環境の確保に関する事業の新規登録、及び更新があった場合について)**

第7条 すでに情報を登録した者が新たな業種登録を得た場合は大分県電子申請システムにより、都道府県知事登録証明書に記されている登録有効期間の末日を入力するとともに新たに得た登録証の写しを提出するものとする。

すでに登録済みの業種において、登録有効期間が満了する場合も同様に更新後登録証明書に記されている登録有効期間の末日を入力するとともに登録証の写しを提出するものとする。

大分県電子申請システムが使用できない場合に限り郵送若しくは持参による提出も可とする。その際は別表4「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録更新・新規取得、警備業の認定更新報告書」を添付すること。

#### **(警備業の認定更新があった場合について)**

第8条 すでに情報を登録したものの第5条の有効期限前に、都道府県公安委員会が発行する認定証に定める有効期間が満了する場合は、更新後の認定証の写しを提出するものとする。

提出方法は原則として大分県電子申請システムによるが、大分県電子申請システムが使用できない場合に限り郵送若しくは持参による提出も可とする。その際は別表4「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録更新・新規取得、警備業の認定更新報告書」を添付すること。

#### **(県庁舎等維持管理業務登録者一覧への掲載)**

第9条 前述の方法により取得した情報、評定点数、格付については県庁舎等維持管理業務登録者一覧に掲載するものとする。

(登録ができない者)

第10条 以下のいずれかに該当する者は登録ができない。

- ・入札参加資格の取得申請を行っていない者
- ・入札参加資格審査申請ができない者

「入札参加資格審査申請ができない者」とは、令和2年6月1日大分県告示第326号「大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格」第3条に定める者をいう。

附 則

この要領は令和5年3月7日から施行する。